

一四世紀における武家祈禱と寺門派門跡

近藤 祐介

はじめに

室町幕府が顕密諸宗を動員して開催した武家祈禱に関しては富田正弘氏による研究以来、多くの研究が積み重ねられてきた。こうした二〇〇〇年までの一連の研究により、室町幕府、とりわけ義満期の武家祈禱の開催状況や祈禱内容などについての実態が具体的に明らかになった。しかし一方で、こうした研究は「公家祈禱権の吸収」という公武関係論に規定されており、祈禱そのものへの関心が二次的なものであるという問題点も指摘されている。^{①②}

こうした研究動向に対して、近年は武家と顕密寺院の相互関係から自律的な武家祈禱体制の構築を論じる研究が出されてきており、室町幕府の武家祈禱をめぐる研究は新たな局面を迎えている。

その代表的論者である大田壮一郎氏は、室町幕府の宗教政策という観点に立ち一四世紀から一五世紀後半までの武家祈禱体制の展開を論じた。そこで大田氏は初期の室町幕府の武家祈禱が鎌倉幕府の

祈禱に功績のあった旧幕府僧を護持僧に登用して実施されたこと、義満の時に武家祈禱体制の改変が行われ武家護持僧を中心とした祈禱体制から諸門跡を編成しての諸門跡祈禱が確立されたこと、義持期以降は護持僧祈禱と諸門跡祈禱という二重構造が武家祈禱体制の基礎となったことなどを指摘した。^③

また石田浩子氏は、初期の室町幕府による武家祈禱体制が鎌倉期以来の先例や由緒を主張する僧侶側の主体的な動向の上に形成されたことを指摘している。^④

武家祈禱体制形成の主体をめぐっては、幕府による政策を重視する大田説と僧侶側の動向を重視する石田説とでは見解を異にしているが、いずれにしても初期の室町幕府の武家祈禱体制が鎌倉幕府の武家祈禱と連続面を持っていたという点については共通している。

こうした研究により、室町期の武家祈禱の展開を見るためには、鎌倉幕府末期の武家祈禱のあり方から考えてみる必要があること、武家護持僧や諸門跡祈禱に編成された顕密の門跡寺院の動向が重要

な論点になることが明らかになったと考える。そこで、本稿では寺門派の門跡寺院に注目し、一四世紀における寺門派門跡と武家祈禱との関わりを明らかにすることで、室町期における寺門派門跡の展開を跡付けていきたい。

これまでの武家祈禱研究の中で寺門派門跡については次のような事実が明らかにされている。すなわち、初期室町幕府の武家祈禱では実相院の増基・増仁という人物が登用されていたこと、やがて一四世紀後半から常住院の良瑜が重用され、武家祈禱体制の中核を担うようになり、その後良瑜の跡を継いだ聖護院の道意が北山殿大法で活躍したことなどである。これにより、一四世紀半ばから一五世紀にかけての武家祈禱に編成された寺門派門跡の顔ぶれには、実相院増基・増仁↓常住院良瑜↓聖護院道意、という変化があったことが分かる。しかし、こうした変化は五壇法を始めとした武家祈禱の人員の変遷という現象面から導き出されたものであり、なぜこうした変化が起こったのか、という点については掘り下げた研究がされていないという課題が残されている。これは山門派や東密系に比べると寺門派門跡に関する研究が乏しいという研究史上の制約による部分も大きい。

こうした問題関心から本稿では、一四世紀を中心に武家祈禱と関係の深い実相院増基・増仁、常住院良瑜、聖護院道意を取り上げ、その相承関係や活動を検討することを通じて、上記の課題に迫りたい。

以上のことから本稿では、第一章で鎌倉期までの実相院・常住院・聖護院の系譜を概略し、そのうえで増基・増仁の実相院相承関

係を明らかにし、初期室町幕府武家祈禱との関わりを検討する。第二章では実相院増仁に代わって武家祈禱に起用された常住院良瑜について考察し、併せてその後の道意による聖護院再興と武家祈禱との関わりについて述べていく。

一章 初期室町幕府武家祈禱と実相院

1 鎌倉期の実相院・聖護院・常住院

ここではまず前提となる鎌倉期における実相院・聖護院・常住院それぞれの系譜や事績、実相院と聖護院との関係などについて見ていきたい。

本稿に関係する範囲で中世の実相院の歴代門跡をまとめたものが次の表1である。

実相院は藤原（近衛）基通の孫、藤原兼基の息である静基を開基として草創された寺門派の門跡寺院である。静基は聖護院静忠に入室し、寛喜元年（一一二九）に覚朝僧正から伝法灌頂を受けた。聖護院静忠は近衛基通の息であり、静基にとつては叔父にあたる。この聖護院静忠が相伝した近衛家所領を静基が譲り受け実相院を創建したという。そして静基の後、実相院は増忠、静誉を経て、増基へと相承された。

静基の次に実相院を継承した増忠の父は藤原（近衛）家実である。増忠は静基同様、聖護院静忠に入室し建長二年（一一五〇）に伝法灌頂を受けた。弘安八年（一一八五）には園城寺長吏となっている。

静誉は鷹司兼平の息で実相院増忠に入室し、文永七年（一一二七〇）に仙朝僧正から伝法灌頂を受けた。仙朝は実相院静基の師であ

表1 実相院門跡歴代

名前	生没年(年齢)	入室	灌頂	灌頂年(年齢)	父	門跡	備考
静基	建保2年(1214)～ 正元元年(1259)、 46歳	聖護院静忠	青龍院覚朝	寛喜元年 (1229)、16歳	藤原兼基		
増忠	文暦元年(1234)～ 永仁6年(1298)、 65歳	聖護院静忠	聖護院静忠	建長2年 (1250)、17歳	近衛家実		
静誉	建長元年(1249)～ 永仁4年(1296)、 48歳	実相院増忠	随心院仙朝	文永7年 (1270)、22歳	鷹司兼平		
増基	公安5年(1282)～ 文和元年(1352)、 71歳	実相院増忠	聖護院覚助	正安元年 (1299)、18歳	鷹司基忠	南瀧院	武家護持僧
静深			実相院増基	康永元年(1342) 24歳? 34歳?	近衛経平		
増仁	乾元元年(1302)～ 応安元年(1368)、 67歳	実相院増基	実相院増基	正中元年 (1324)、23歳	鷹司冬経	南瀧院、如意寺	武家護持僧
良瑜	元徳3年(1331)～ 応永4年(1397)、 67歳		実相院増仁	貞和5年 (1349)、19歳	二条兼基	常住院、南瀧院、如意寺	二条良基猶子?、 初名静助、武家護持僧
増珍	貞治元年(1362)～ 応永20年、 52歳		常住院良瑜	康暦2年 (1380)、19歳	今小路良冬	南瀧院	二条良基猶子、 初名道淳

る覚朝の弟子で、聖護院覚助にも伝法灌頂を授けた人物である。

こうした鎌倉期の実相院の近衛家流による継承関係をまとめたものが近衛家・鷹司家系図(図1)および血脈系図(図2)である。近衛家・鷹司家系図を見れば分かるように、実相院は近衛家と鷹司家の子息が入室・相承する寺院として成立していたのである。また、血脈系図から明らかかなように、実相院と聖護院が法流上きわめて密接な関係にあったこと、すなわち実相院門跡が聖護院門跡の下に入室したり、伝法灌頂を授かるなど師資関係にあったことが分かる。静誉の後に実相院を継承したのは、鷹司家出身の増基である。増基は増忠に入室し、聖護院覚助から伝法灌頂を授かった。増基については次節で詳しく検討していく。

続いて聖護院と常住院について取り上げる。鎌倉期の聖護院と常住院については酒井彰子氏による研究があるので、以下では酒井氏の研究を参照しながら述べていく。^⑤

聖護院は一二世紀半ばころの覚忠の代に増誉の白河房の中に創建された寺門派の門跡寺院で、覚忠の後は後白河院息の静恵、近衛基通息の円忠・静忠と相承された(表2参照)。

静忠の後に聖護院を相承したのは、後嵯峨院の息である覚助である。覚助は聖護院静忠に入室し、文永三年(一二六六)仙朝僧正から伝法灌頂を授かった。先に触れた実相院静誉は弟弟子にあたる。元亨元年(一一三二)には熊野三山檢校職にも補任された。また、龜山天皇・後宇多天皇・伏見天皇・後二条天皇・後醍醐天皇の護持僧となっていることから、大覚寺統系の天皇と密接な関係にあったと言えよう。^⑥

条頼経に従つて関東に下向し鎌倉で活動し隆盛を誇つた。しかし、九条頼経の失脚により勢力を失い、鎌倉から京都へ戻つたといふ。⁽⁷⁾

行昭は九条道家の息で、公縁僧正から伝法灌頂を授かつた。平等院執印・園城寺長史に任じられ、熊野三山檢校職にも補任された。

道昭は一条家経の息で常住院行昭に入室し、長乗僧正から伝法灌頂を授かつた。園城寺長史に任じられ、四天王寺別当職、熊野三山檢校職にも補任された。⁽⁹⁾ また、後伏見天皇・花園天皇・光厳天皇・光明天皇の護持僧となつてゐる。⁽¹⁰⁾

良慶は一条家経の息で、常住院道昭に入室し、元応二年(一三三二)に寛教僧正から伝法灌頂を授かつた。元徳三年(一三三一)に園城寺長史、文和四年(一三五五)に熊野三山檢校職に補され、崇光天皇の護持僧にもなつてゐる。⁽¹¹⁾

こうしたことから、常住院は九条家流の禪閑家である九条家・一条家・一条家の子息によつて相承される門跡として創設され、持明院統系の天皇の護持僧を務める門跡であつたと言える。また、常住院は熊野三山檢校職を重代の職として相承してきており、そうした関係から験者の門流として認知されていたといふ。⁽¹²⁾

以上のことをまとめておくと、実相院は近衛家・鷹司家、常住院は九条家・一条家・二条家、聖護院は天皇家を家門として継承されていく門跡であり、それぞれ独立した継承関係にあつた。

法流関係では、聖護院と実相院とは静忠と増忠、覚助と増基のように法流上の師資関係で結び付くこともあり比較的近い位置にあつた。一方、常住院は実相院や聖護院とは関わりず師資相承されてきており、法流関係でも独立した門跡であつたと考えられる。

2 実相院増基・増仁と武家祈禱

増基は静誉の跡を継ぎ実相院を相承した。この増基の鎌倉での活動については平雅行氏の研究がある。その中で平氏は増基について、「鎌倉最末期における寺門系の幕府僧を考えた時、もつとも重要な役割を果たした」人物であると評価している。そこで、前節と重複する部分もあるが平氏の研究に依拠しながら、増基の鎌倉での活動を確認しておきたい。

増基は鷹司基忠の息であり、鶴岡八幡宮別当を務めた道珍の弟にあたる。大叔父である実相院増忠の弟子となり、叔父の実相院静誉が早世したため若くして実相院門跡を相承し、正安元年(一二一九)に聖護院門跡覚助から伝法灌頂を授かつた。また、道珍からも南瀧院を譲られてゐる。南瀧院は源頼朝以来の武家祈禱の由緒を持つ院家であつた。⁽¹³⁾

平氏は増基の鎌倉での諸職は不明であるとしつつも、増基が將軍護持僧であつた可能性が高いとしている。また、同じく平氏による増基が鎌倉で行つた祈禱のうち判明しているものは嘉暦二年(一三二七)十月の変異祈禱として行われた法華法、元弘元年(一三三二)九月、後醍醐天皇の挙兵を受けて行われた尊星王法の二回だけであるが、これらの祈禱から鎌倉における増基の重要性が窺えるといふ。その理由としては、増基が修した法華法、尊星王法がいずれも寺門派の大法であつたこと、とくに尊星王法は勤修に勅許が必要と認識されていた修法であり、これまで鎌倉幕府祈禱において大法として勤修されたことがなかつた点が挙げられている。

尊星王法および尊星王とは、一〇世紀末の寺門派と山門派の対立

を背景に、山門派の大法である熾盛光法に対抗すべく案出された寺門派独自の修法とその本尊であり、院政期に院権力と結びつき尊星王法の秘伝化が行われたという¹⁵⁾。このように王権と密接に結び付いた修法である尊星王法を増基が鎌倉幕府祈禱で勤修している点は見逃せない。

鎌倉時代後期は鎌倉での密教祈禱の質的充実が図られた時代であり、そうした状況のもと増基が寺門派門跡の中核として鎌倉幕府祈禱に参画していたことは間違いないと考える。

そして鎌倉幕府崩壊後は帰洛し、室町幕府が成立すると武家護持僧となり、貞和二年九月の武家五壇法では中壇を務め、また貞和四年には武家祈禱として尊星王法を勤修している。

すなわち、鎌倉幕府祈禱に功績のあった旧幕府僧である増基は、室町幕府の下で引き続き武家護持僧に登用され、武家祈禱に参画し「武家護持僧一臈」¹⁶⁾としてその中核を担ったのである。

増基は観応三年（一三五二）七月に死去する。その後の実相院の継承について平氏は「実相院の継承者であった増覚大僧正（一二八二—一三四三）が先に亡くなっていたので、増基は死に際して実相院門跡を増真に譲り、道珍から相承した南瀧院を増仁に譲った。しかし、実際には増仁がいずれも領掌し、増真は相統することができなかった。観応の擾乱で増基が直義方となったのに対し、増仁は尊氏方であった。そのことが門跡相承に影響し、増基の譲状は認められなかったのである」と述べている。すなわち平氏は観応年間の実相院の相承について、増基から増真へ譲与されたものの、観応の擾乱時の増基の離反により増真への譲りが否定され、新たに増仁が継

承することになったと理解しているのである。

平氏が根拠としたのは「三井統燈記」の「文和元年七月、増基入寂之日、讓室於増真」という記事と次に掲げた「観応二年日次記」の記事および観応三年九月の足利尊氏御判御教書と思われる。

【史料1】「観応二年日次記」観応二年二月二十八日条¹⁷⁾

廿八日 降雨

六条八幡宮別当職事、守先例可令執務給候、恐々謹言

観応二年正月廿二日

惠禪¹⁸⁾

実相院新僧正御房

【史料2】足利尊氏御判御教書¹⁸⁾

実相院僧正坊増基門跡事、讓附之由承訖、可存其旨之状如件、

観応三年九月十七日

尊氏（花押）

南瀧院僧正御房

【史料1】は足利直義が「実相院新僧正御房」を京都の六条八幡宮別当職に補任した時のものである。この史料については後述する。

平氏は「三井統燈記」の記事を踏まえて、この【史料1】の宛所である「実相院新僧正御房」を増真に比定したのであろう。そして、その後【史料2】で増仁に実相院の相承が認められていることから、観応二年段階での増真の実相院相承が否定されたと捉えたものと考えられる。

【史料2】から確かに観応三年九月の時点で実相院門跡が増仁に相承されたことは間違いないと思われる。しかし、実相院が増基か

ら増真へ譲与されたこと、その讓状が認められなかったのは増基が直義方として活動したからであるとする平説には若干の疑問が残る。後述するように増真は近衛家の子息と考えられるが、「園城寺伝法灌頂血脉譜」などの法流相承を記した系譜史料、あるいは「尊卑分脉」などの系図史料からは増基の弟子として増真なる人物がいたことや増真の出自を示す内容が見当たらず、不明な点が多い。また、観応の擾乱の際に増基が直義方として祈禱活動を行っていたことは確かであるが、これによって増基の讓状が否定されたと見るべき徴証はない。

『三井統燈記』は文明一五年（一四八三）に成立したとされる園城寺の寺誌であり、さほど時代を下ったものではないといえ、後世の編纂物である点には注意をすることがある。実相院の相承関係については同時代史料から跡付けていくことが重要であろう。

結論を先取りして述べると、増基が死去する以前に実相院を継承していた「実相院新僧正」なる人物がいたことは間違いないが、その人物は近衛基嗣の弟である静深という人物であったと考えられる。したがって『三井統燈記』が記すように、増基→増真→増仁という形で実相院が相承されたとは見做し難い。『三井統燈記』の記事は誤りとまでは言えないものの、正確さに欠けるものであったと考えられる。実際の実相院の相承関係はもう少し複雑な様相を示している。では同時代史料から増基死去直前の実相院の展開を見ていこう。

【史料3】「園太曆」観応元年（二月）二十六日条⁽²⁰⁾

人向兵衛督入道静深

十二月廿六日天陰、房仙僧正来、世上之事談之、就中実相院新

僧正静深被向兵衛督入道許、近衛前関白弟、増基僧正附慶也、

而已及此企、不可説之由談之、就中六條少将輔氏、吉田侍従守房同向之、又親□水、刑部少輔貞有、去九日向之、其外武士数輩有其間、以外事云々、

これに先立つ十月、高師直との対立から隠退に追い込まれていた足利直義が京都から脱出し、翌十一月には直義が師直討伐のための兵を募り挙兵する、いわゆる観応の擾乱が勃発する。【史料3】はこの時京都を離れ、足利直義と行動を共にした人物について記したものであり、その中に「実相院新僧正静深」なる人物がいたこと、その人物は近衛基嗣の弟であることが判明するのである。増基が没する以前から、実相院を名乗り、「新僧正」と言われていることからすると、この静深こそ増基の後継者として実相院を相承した人物とみて間違いないだろう。そして、静深は観応の擾乱に際して足利直義と行動を共にしていることから、直義に奉公する僧であったことが分かる。

また、観応二年に一時的に京都を制圧した足利直義は三宝院賢俊を六條八幡若宮別当職から解任し、同職を「実相院新僧正」静深に對して安堵した（前掲【史料1】）。こうした直義の補任に對しては「東寺一流外無例」として反発が出ている。大田氏によれば、六條八幡は鎌倉幕府の在京拠点であり、同所を管轄することは鎌倉幕府の宗教拠点を継承し、初期室町幕府の正統性を補強する意義を有した⁽²¹⁾という。そうした宗教施設を実相院静深に管領させていることを踏まえるならば、足利直義と実相院静深は極めて密接な関係にあったとみてよいだろう。

観応の擾乱以後の静深の動向については史料が乏しく不明である。

しかし、前掲【史料2】の足利尊氏御判御教書を踏まえるならば、観応の擾乱の戦後処理の一環として実相院門跡の地位を追われたか、あるいは観応年間に亡くなったものと考えられる。そして、実相院は増仁に相承されることとなったのである。したがって、同時代史料に拠ればこの時点で実相院は増基―静深―増仁という形で相承されたと考えられる。

増仁の実相院相承は増基の讓状が否定された結果ではなく、観応の擾乱において増仁が尊氏方、静深が直義方として活動した結果として起こったと見るべきであろう。そしてその結果、尊氏に従った増仁が新たに実相院門跡を相承することが認められたと考えられる。では、次に増仁の事績について見ていこう。

増仁は鷹司冬経の息で鷹司基忠の猶子となり、正中元年（一二三二）に増基から伝法灌頂を授かった。後述するように観応三年に増基から南瀧院相承を認める旨の讓状が作成されているが、実際はそれ以前から南瀧院住持として活動していたようである。

増仁の武家祈禱への関わりは早く貞和二年（一二四六）に武家が初めて五壇法を修した際に、寺門派として実相院増基と南瀧院増仁が参勤していることが分かる。この時、五壇法を行った五人の僧はいずれも武家護持僧であったので、少なくともこの時点で増仁も武家護持僧になっていたと考えられる。また、観応元年の武家五壇法では増基が中壇、増仁が軍荼利壇を担当している。この時点で寺門派僧として武家護持僧となっているのは増基と増仁のみであること、当該期の武家祈禱が武家護持僧を動員して行われていることを考慮するならば、武家および武家祈禱との関係において寺門派では増基

門流が卓越した立場にあったと言えよう。⁽²⁵⁾

そして、増仁は観応三年の武家五壇法では降三世法を修している。一方、増基はこの時の五壇法から外され、新たに寺門派僧として上乘院清顕が加わっている。この時の五壇法も護持僧を動員して行われているので、増基は護持僧から外されたものと思われる。増基が護持僧から外されたのは観応の擾乱時に直義方に付いたことによる処分であろう。

増仁は観応三年以降も武家五壇法で中壇を務めるなど寺門派門跡の中心的立場で武家祈禱に参勤している。増仁は実相院や南瀧院といった鎌倉幕府祈禱の由緒を持つ門跡を受け継ぐ存在、すなわち旧幕府僧の系譜を受け継ぐ存在として初期室町幕府の武家祈禱に編成されたと考えられる。

次に増仁が実相院門跡となつて以降の実相院の展開を検討してみたい。前掲【史料2】のように観応三年（文和元年）九月に実相院を相承した増仁であるが、その後も実相院の継承関係はやや複雑な様相を示している。

【史料4】 後光厳天皇綸旨⁽²⁷⁾

実相院門跡并所領等事、任増基僧正置文之旨、増真僧都管領不可有相違者、天氣如此、仍言上如上件、忠光誠恐謹言、

文和二年二月十日

左兵衛権佐(花押) 奉

進上 南瀧院僧正御房

これは文和二年（一三五三）に増仁に対して出された後光厳天皇の綸旨である。ここには増真僧都なる人物に実相院の管領を認めたい旨が書かれており、それは増基の置文に依拠した措置であるという。

先述した「三井統燈記」に見られる「文和元年七月、増基入寂日、讓室於増真」とある増真とは、ここに現れる「増真僧都」と同一人物ではないかと思われる。しかし、増真という人物について記述した史料は極めて少なく、また情報も錯綜しており不明な点が多い。

増仁と増真の関係について先掲【史料4】が増仁に宛てられていることから推して考えると、増仁は増真の後見人的立場にあったと思われる。しかし、その後「三井統燈記」に「文和三年四月、増仁退増真、領実相院」とあって、両者の間に対立があったことを窺わせる。さらに、「延文元年四月、猶有増真増仁之諍」とあり、同年（一二五六）五月には再び増仁に実相院門跡の管領を認める足利尊氏の御判御教書が出されている。

【史料5】 足利尊氏御判御教書²⁹

実相院門跡事、可令管領之由、繪旨并置文等加一見候詔、可存其旨之状如件、

延文元年五月廿五日

尊氏（花押）

南瀧院僧正御坊^{増仁}

ここに「繪旨并置文等加一見候」とあることから、【史料4】の繪旨は否定され、新たに増仁に実相院門跡管領を認める繪旨が出されたものと推定される。また、置文とは【史料4】にあった「増基僧正置文」を指すと考えられ、増仁への実相院相承安堵が増基の置文を根拠として行われていることが分かる。

詳しい事情は不明だが一旦は実相院後継者として認められた増真は、その後まもなく後見人となるべき増仁と対立したのであろう。

両者の対立は朝廷と幕府を巻き込み、最終的に増真は門跡を改替され、再び実相院は増仁が管領することとなったと考えられる。

それでは、この増仁と対立した増真とは何者なのだろうか。そこで注目したいのが、次に掲げる【史料6】に見られる応安元年（一二六八）増仁の死去直前の実相院の相承をめぐるやりとりである。

【史料6】 『愚管記』 応安元年六月七日条³⁰

六月七日、丙午、晴、実相院門跡事、増仁僧正所勞危急之間、

讓与常住院良瑜僧正、申安堵勅裁云々、此事僧正増仁談合之間、依有存旨無左右許諾了、以家門若公可令相統之旨、増仁良瑜兩僧正出状畢、

この史料から増仁の「所勞危急」に際して、増仁と常住院良瑜が相談し良瑜に実相院門跡を讓与することを決め「安堵勅裁」を申請したこと、常住院良瑜への実相院相承にあたって、日記の記主である近衛道嗣の許可を求めていること、良瑜の次は「以家門若公可令相統」ことを増仁・良瑜が約束していることが分かる。

ここではとくに後半部分の実相院相承について近衛道嗣に相談し、良瑜の次は近衛家の子息に実相院を相承させることを約束している点に注目したい。近衛道嗣に対してこうした相談や約束をしていることからすると、本来は増仁の次は近衛家の子弟に実相院を継承させる予定であったと考えられる。実相院は近衛家・鷹司家の子弟によって相承されてきた門跡であり、順当な継承といえよう。しかし、この時実相院を継承するにあさわしい子弟がおらず、また増仁の健康状態に問題があったため、やむなく中継ぎとして常住院良瑜へ実相院を相承させることに決めたのである。

こうした増仁の後継者をめぐる近衛道嗣とのやりとりを踏まえるならば、文和二年に実相院の管領を認められた「増真僧都」とは近衛家の子息（近衛基嗣息か）だったのではないだろうか。そして増仁は増真が成長するまでの間、その法流を預かり後見役となることを期待されていたのだろう。しかしながら、増真は増仁と対立し、増真は門跡から放逐されてしまうこととなり、実相院は後継者不在のまま増仁が管領することとなったと考えられる。

ここまでの考察の結果から得られた実相院の相承順をまとめると、増基―静深―増仁―（増真）―増仁となる。ただし、増真の実相院管領を認めた文和二年の【史料4】と翌年に増仁・増真の間に争いがあったとする『三井統灯記』の所伝とを勘案すると、増真が実際に実相院門跡として活動していたかどうかについては疑問が残る。

こうした静深、増真との実相院相承をめぐる一連の経緯から考えてみると、増仁による実相院相承は既定路線であったとは考えにくい。観応の擾乱などの影響から門跡相承に混乱が生じた為に立てられた代理の門主という性格が見て取れよう。

増仁は応安元年（一三六八）六月一日に没する。先述したように増仁は死に臨んで、実相院と南瀧院を常住院良瑜に預け置くことを決める。近衛家・鷹司家によって相承されてきた実相院が二条家出身の良瑜に相承されることとなったのである。その結果、寺門派門跡の相承にどのような変化が生じたのか。この点について、章を改めて論じることとする。

二章 武家祈禱体制の転換と常住院・聖護院

1 常住院良瑜と武家祈禱

良瑜は二条兼基の息で、初名を静助という。二条良基の猶子となっていたともされているが、正確なところは不明である。しかし、良瑜の活動時期は二条良基が家長として活動していた時期と重なっており、良基が後見人として支えていたことは間違いない。

良瑜は貞和五年（一三四九）に増仁より伝法灌頂を授かった。しかし、前節で述べたようにこの時点ではまだ増仁は実相院を相承してはいない。良瑜は増仁から如意寺を相承したと考えられる。酒井氏によれば如意寺門跡は鎌倉幕府から隆弁が派遣され再興し、以後二条家と鷹司家の子息が入室する門跡となり、鶴岡八幡宮別当が兼務し関東において活動していたという。如意寺は隆弁―道瑜―道珍―増基―増仁へと伝わったと考えられる。

良瑜の初期の活動については史料が乏しく不明な点が多い。増仁から伝法灌頂を受けていることや初名を静助としている点から推して考えると、当初は実相院静深に入室したのではないかとも思われる。その後、常住院良慶から付法を受け、常住院を相承することにも名を良瑜と改めたのではないだろうか。常住院は九条家流の一条家・二条家・九条家の子弟によって相承されてきた門跡であり、良瑜の常住院相承は当初から予定されていた順当な相承であったと思われる。

良瑜は康安二年（一三六二）に後光厳天皇の護持僧、貞治二年、応安三年、明德元年と三回にわたって圍城寺長吏となり、熊野三山

檢校、天王寺別當、平等院執印を務め、准后宣下を受けた。⁽³⁴⁾そして、応安四年に道基（後に道意と改名し、聖護院を再興）に伝法灌頂を授けたのを皮切りに、二三人に伝法灌頂を授けている。⁽³⁵⁾良瑜の事績について『三井統燈記』は「名溢天下、徳蓋國中、剋長修験之道」、「且護大師之仏法、且禱公武之安泰」⁽³⁶⁾と称えており、園城寺の歴史の中でも特出した僧として記述されている。

『三井統燈記』でも述べられているように、良瑜の活動の中でも特に重要なのは武家祈禱との関わりである。すでに先行研究で触れられているように、武家五壇法において良瑜が中壇勤仕回数で他門跡を圧倒している。⁽³⁷⁾これは足利義満によつて至徳元年（一二八四）に五壇法の担当壇が固定された際、良瑜が中壇を任されたこと、明德二年（一二九一）に五壇阿闍梨が基本的に寺門派僧によつて占められたことが背景にある。すなわち、良瑜が中壇を勤仕することが多かったのは、義満による武家祈禱体制の積極的な改変によつて、寺門派の良瑜が優遇された結果の反映であると解される。

ではこうした武家祈禱と良瑜との関係はいつごろ生じたものなのであろうか。良瑜が初めて武家五壇法に参仕したのは貞治四年（一三六五）であり、その時良瑜は中壇を勤仕している。⁽³⁸⁾この時の五壇法阿闍梨の人選について『五大成』には「今度五壇人数事、以松田八郎左衛門貞秀、覚雄大僧正被申合之間、被計申了」とある。松田貞秀は室町幕府の奉行人、覚雄とは地蔵院を相承した東密僧であり、当時護持僧中の筆頭であった人物である。⁽³⁹⁾このように五壇阿闍梨の人選について武家護持僧筆頭の地蔵院覚雄と室町幕府奉行人松田の間で調整していることを踏まえれば、良瑜の起用は室町殿義満の意

向によるところが大きいと考えられる。ではなぜ義満は良瑜を起用しようと考えたのであろうか。

良瑜の師にあたる実相院増仁も武家祈禱に編成されていたが、延文三年（一三五八）の五壇法で中壇を務めて以降、五壇法への参勤は確認できず、そのため増仁と良瑜が共に武家五壇法を修することはなかった。これは増仁が増基と共に武家祈禱へ参画していたことと比べると対照的である。また、良瑜が初めて武家祈禱に参仕した貞治四年の段階では、良瑜は実相院を相承してはいない点にも注意したい。こうしたことから、良瑜が武家祈禱に起用された背景として増仁との継承関係を措定することは難しい。⁽⁴¹⁾

そこで、貞治四年以前の良瑜の祈禱活動を見ていくと、これに先立つ康安二年（貞治元年）七月に禁中において六字法を修していることが分かる。そして、同年九月には後光厳天皇の護持僧となっている。⁽⁴²⁾武家祈禱とは関わりがなかった良瑜であるが、公家祈禱においては起用されていたのである。

また、良瑜以前の歴代常住院門跡も天皇護持僧を多く務めていることは第一章一節で指摘した通りである。さらに観応元年一二月九日には常住院道昭が仙洞において不動法を修していることも確認でき、常住院と公家祈禱との関係は深い。⁽⁴³⁾

近年の武家祈禱研究では一四世紀後半に武家祈禱体制の構造が転換し、武家護持僧を中心とした祈禱体制から諸門跡を編成しての諸門跡祈禱へと変化していくことが指摘されている。良瑜が武家祈禱に起用された時期はこうした武家祈禱体制の転換期と同時期の現象であり、また先述したように良瑜の起用自体が義満の意向によるも

のであった。したがって、良瑄の起用は武家祈禱体制の転換と密接な関係があったと見るべきであろう。

以上のことから武家祈禱体制の転換とは、これまでの室町殿と護持僧という私的な関係に基づく編成から、こうした関係に拠らず寺門・山門・東密の諸門跡を編成する体制への転換と解される。そして、こうした転換の中で公家祈禱に実績があり、かつ持明院統系の天皇護持僧であった常住院の良瑄が寺門派門跡の中核として義満によって新たに起用されたと考えられる。

2 良瑄による寺門派門跡の再編と聖護院

良瑄は応安元年（一三六八）五月六日に増仁より南瀧院、同年六月七日に実相院を相承した（前掲【史料6】）。増仁は同年六月二日に死去しており、前掲【史料6】にも「増仁僧正所勞危急」とあることから、死を目前に急遽実相院の相承が行われた。増仁から良瑄への実相院相承は、一旦は正統な実相院後継者に定められた増真が門流の内部対立によって退けられ、これに代わるべき近衛家子弟が不在であったという異例の事態によって引き起こされたものであった。近衛家・鷹司家によって相承されてきた実相院を二条家出身の良瑄が相承した背景にはこうした事情が存在していたのである。そのため、良瑄による実相院相承は予定された事態ではなく、一時的な法流の預け置きという意味合いが強かったのではないだろうか。それは南瀧院についても同様であったと考えられる⁽⁴⁶⁾。

このように後継者の不在という事情から結果的に良瑄は実相院と南瀧院を相承することとなった。良瑄はこれ以前に常住院と如意寺

を相承していたので、合わせて常住院・如意寺・実相院・南瀧院を相承したことになり、こうした諸門跡を良瑄が一手に管領することとなった。このように偶発的なきっかけによる良瑄の諸門跡管領という事態は、しかしながらその後の展開に大きな影響を与えることとなった。

醍醐寺報恩院を事例に法流と院家の関係について論じた永村眞氏の研究によると、法流は付法という行為によって存続するとともに継承される法流には強弱がつけられ、正嫡・末資という階層性が形成されたという。そして院家とは住僧、院地などの空間、莊園などの経済的基盤、法流を構成要素して成立したものであり、院家の相承とはこうした構成要素の相承であると指摘している⁽⁴⁷⁾。

この永村氏の研究を参照するならば、良瑄による諸門跡の相承とは、これまで別々に相承されてきた法流が良瑄によって統合されたことを意味していると考えられよう。

ではこのように良瑄によって統合された法流、相承された門跡はその後どのように受け継がれ展開していくのであろうか。先述したように良瑄は二三人もの弟子に伝法灌頂を受けた。良瑄はこうした弟子たちに自らの相承した門跡、院家を譲与していく。これは良瑄によって統合された法流の再編であったと位置付けられよう。そこで次に、良瑄による法流の再編の状況を見ていく。

良瑄の嫡弟であり、同じ二条家出身であった道意は如意寺、実相院を相承した後に聖護院を再興する。そして常住院は道尊（九条経教息。のちに尊経と改名）へ、南瀧院は道淳（今小路良冬息、二条良基猶子。のちに増珍と改名）へと相承された。なお、道意の聖護

院再興に伴い、実相院は道淳へと相承された。

ここで注目したいのは嫡弟であった道意が常住院を相承するのでなく、聖護院を再興し聖護院門跡となつてゐる点である。道意が良瑜の嫡弟として位置づけられていたことは、良瑜門流のみを編成して行われた明德二年六月の武家五壇法において、良瑜が中壇を、それに次ぐ降三世法を道意が勤仕していること、応永二年（一三九五）六月の武家五壇法において道意が初めて中壇を、道尊、道淳がそれぞれ脇壇を勤めた際に、「依師匠良瑜老屈、被挙申」たこと、道意が「衆僧一座」と記されていることから見て間違いない⁴⁸。ではなぜ、嫡弟である道意は聖護院門跡となることを選んだのだろうか。この点について酒井氏は、聖護院の管領していた白河熊野社の權益との関係を示唆している。一方、花尻千秋氏は一四世紀後半に起きた良瑜と勘解由小路仲光の書札令をめぐる相論から、室町殿権力と結びつき勢力を拡大してきた良瑜の実際の地位と門跡の格に差異が生じていることを指摘し、より高い格式の門跡である聖護院を嫡弟道意に相承させることで、こうした不釣り合いな状況を克服しよう⁴⁹と目論んだのではないかとしている。

確かに両氏が指摘するような權益や門跡の実際の地位と格のズレという問題も道意による聖護院再興の背景として無視することはできない。しかし、これまで本稿で検討してきたような一四世紀の寺門派門跡の相承関係、良瑜による法流の統合と再編という事態を踏まえるならば、当時の良瑜が抱えていたより本質的な課題が見えてくる。それは自らが相承した法流をいかに嫡弟に受け継がせ、他の弟子との差異化を図るか、という後継者問題であり、法流の再編と

表裏一体の課題であった。

良瑜が相承した常住院は九条家流の撰家門跡であり熊野三山検校職を重代職とし、験者を輩出する門流として認識されていた。一方、実相院、南瀧院は近衛家流の撰家門跡であり鎌倉期以来の武家祈禱の由緒と実績を持つていた。こうした多様な性格と由緒を持つ門跡をいかに相承させ、かつ良瑜門下の中で嫡弟を頂点とした階層性を形成させていくのか、という問題を克服しなければならなかったのである。

加えてもう一つ大きな問題として、良瑜が相承した実相院と南瀧院はあくまでも預け置きという性格が強く、近衛家子弟への譲与を約束しているものであった。したがって、実相院と南瀧院は二条家による安定的な相承が期待できる門跡ではなかったのである。

こうした問題を解決するために当初良瑜は道意に如意寺、実相院と相承させた後に、最終的に常住院を相承させる予定であったと思われる。

道意が聖護院を再興するのは明德二年（一三九一）秋ごろであったが、同年六月まで道意は実相院を管領しており、この時点で他の門弟が常住院を相承してはいない⁵⁰。道意はこれに先立つ永和二年（一二七六）に常住院の重代職であった熊野三山検校職を良瑜から譲られている。こうしたことからすると、良瑜はいずれ常住院を道意に相承させるつもりであったと考えられる。諸門跡を相承したうえで、最終的に常住院門跡となることで、嫡弟としての道意の優位性を示そうとしたのであろう。そうしたところに予期せず聖護院が断絶し「門跡無主」となったため、急遽予定を変更し、道意に聖護

院を再興させることにしたと考えられる。

花尻氏の指摘するように聖護院は親王門跡であり、摂家門跡である常住院や実相院に比べてより高い格式を誇る。さらに一章一節で触れたように、かつて聖護院と実相院は師資関係にあり、実相院との差異化という点についても都合がよかったであろう。

加えて、当時の聖護院には寺門派の大法である尊星王法の勤修に関する言説が流布していたようである。康安元年（一三六一）九月の『後愚昧記』の中に「自今夜被修尊星王法、阿闍梨聖護院宮、他門跡此法會不行之、其故者智證大師入唐被傳授此法之外、他門更不傳之、山門・東寺等更不知此法云々」という記事がある。かつては実相院増基が修していたこともある尊星王法であるが、この時点では聖護院門跡のみに伝わる大法という認識が存在していたようである。なお、聖護院を再興した道意が北山殿大法などでたびたび尊星王法を勤修していたことは『兼宣公記』などからも確認することができる。聖護院を相承することは尊星王法という寺門派の大法との由緒も合わせて相承することを意味していたと考えられる。

このように、聖護院は良瑤が相承したどの門跡よりも格の高い門跡であり、かつ尊星王法との由緒を持つ門跡であった。他の門弟との差異化という点においてこれ以上にふさわしい門跡は他になかったと考えられる。また、「門跡無主」の状態を再興したので、道意以後の聖護院の相承についても良瑤門流に連なる二条家出身者による相承を期待できたであろう。

以上のことから、道意による聖護院の再興とは、良瑤門流の後継者問題を解決し、聖護院を二条家によって継承される門跡として生

まれ変わらせるために選択された方策であったと考えられる。これにより、武家祈禱における寺門派門跡内の主導的立場は、常住院良瑤からその跡を受け継いだ聖護院門跡道意に引き継がれ、北山殿大法や一五世紀以降の武家祈禱体制における聖護院門跡の卓越した立場の基礎が築かれたのである。

おわりに

ここまで一四世紀における武家祈禱との関係から寺門派門跡の相承について考察をしてきた。

第一章では、鎌倉末期〜一四世紀後半までの実相院の相承関係と武家祈禱との関係を考察した。そこから、観応の擾乱や門跡内部の対立により門跡相承に混乱があり、結果的に増仁が実相院を相承したこと、旧幕府僧の系譜に連なる存在として初期の室町幕府武家祈禱に参仕したことなどを明らかにした。

第二章では、増仁に代わって武家祈禱に参画した常住院良瑤の活動について検討を行った。そこでは良瑤と武家祈禱との関わりが一四世紀後半の武家祈禱政策の改変によって生じたこと、二条家出身の良瑤が実相院を相承したのは後継者不在という状況に規定されたものであること、こうした偶発的条件にも支えられ、良瑤による寺門派法流の統合と再編が行われたことなどを明らかにした。そのうえで、良瑤嫡弟の道意による聖護院再興は、良瑤の後継者問題を解決し、聖護院を二条家によって相承される門跡とするために行われた方策であったことを指摘した。

最後に、門跡側にとって武家祈禱へ編成されることや室町殿権力

との接近がどのような意味を持っていたのか、という点について聖護院道意の死去直前の相承をめぐる事例から述べておきたい。

聖護院道意の死去直前の永享元年（一四二九）一〇月の『満濟准后日記』には「今朝積善院僧正良讚来云、聖護院自去夜戌終程、俄大事以外御體候也、随而任平生ノ約束、已夜前奉入如意寺了、御遺跡事毎事無為様可領申沙汰、（中略）次当如意寺准后安堵事可申入云々、予返答、條々承了」とあり、道意から嫡弟である如意寺准后満意に聖護院と熊野三山檢校職を譲与しており、これについて室町殿の安堵を申請していることが分かる。しかし、同年一月一六日条には「自常住院僧正方、以使者顕源法印被申、熊野三山檢校職任理運可望申入、便宜事可仰扶持云々、返答云、如意寺准后相統安堵事已申入了云々」とあることから、道意の死に際して常住院尊經も熊野三山檢校職の相統を望んでいたこと、そのため室町殿への取り次ぎを満濟に依頼していたことが分かる。良瑜以前は熊野三山檢校職は常住院の重代職であり、そうした由緒から尊經の主張がなされたものと考えられる。良瑜・道意・満意という師からの譲与による相承という動きに対して、常住院の重代職として相承していこうとする動きが存在していたのである。

道意による聖護院再興は良瑜門流の嫡弟としての立場を築くとともに、聖護院を二条家によって相承していくための方策であったことを論じてきた。しかし、そうした聖護院の立場は必ずしも安定したものでなく良瑜門下の間でも競合関係があったことが窺えるのである。良瑜および道意は室町殿権力を後ろ盾とすることで、こうした状況を克服しようとしていたと考えられる。すなわち、『満濟

准后日記』の事例に見られるように、室町殿から門跡相承や熊野三山檢校職の安堵を得ることで、聖護院の安定的な相承を企図したのである。

本稿では一四世紀後半の常住院良瑜について法流相承と武家祈禱の関係から検討を行った。そのため、良瑜や道意の家門である二条家との関係については十分に論じることができなかった。二条良基は当該期の公武関係を理解するうえで最重要人物の一人であり、良瑜の武家祈禱での重用もこうした二条家の公武関係上の動向を含めて検討する必要もあろう。今後の課題としたい。

註

- (1) 富田正弘「室町時代における祈禱と公武統一政権」（日本史研究会史料研究部会編『中世日本の歴史像』創文社、一九七八年）、「室町殿と天皇」（『日本史研究』三一九、一九八九年）、「今谷明「室町の王権」（中公新書、一九九〇年）、柳原敏昭「廻祈禱について」（『東北中世史研究会会報』六、一九九三年）、森茂暁「五壇法の史的研究」（『九州文化史研究所紀要』三九、一九九四年）、高橋千恵「室町初期の「修法」」（今谷明・高埜利彦編『中近世の宗教と国家』岩田書院、一九九八年）、上野進「室町幕府の顕密寺院政策―祈禱政策を中心として―」（『佛教史学研究』四三一、二〇〇四年）など。

- (2) 大田社一郎「室町幕府宗教政策論」（中世後期研究会編『室町・戦国期研究を読みなおす』思文閣出版、二〇〇七年）。

- (3) 大田社一郎「室町殿の宗教構想と武家祈禱」（『ヒストリア』一八八号、二〇〇四年）。

- (4) 石田浩子「南北朝初期における地蔵院親支流と武家護持」（『日本史研究』五四三、二〇〇七年）。

- (5) 酒井彰子「中世園城寺の門跡と熊野三山檢校職の相承—常住院から聖護院へ—」〔文化史学〕四八、一九九二年。以下、とくに断らない限り本稿での酒井氏の理解はこの論文による。
- (6) 「門葉記」「長日如意輪法」五〔大正新脩大藏經〕圖像第一二卷。
- (7) 平雅行「鎌倉寺門派の成立と展開」〔大阪大学大学院文学研究科紀要〕四九、二〇〇九年。参照。
- (8) 「寺門伝記補録」第一四〔大日本仏教全書二二七〕。
- (9) 「寺門伝記補録」第一四〔大日本仏教全書二二七〕。
- (10) 「門葉記」「長日如意輪法」五〔大正新脩大藏經〕圖像第一二卷。
- (11) 「寺門伝記補録」第一四〔大日本仏教全書二二七〕、「門葉記」「長日如意輪法」五。
- (12) 徳永誓子「熊野三山檢校と修験道」〔年報中世史研究〕二七、二〇〇二年。
- (13) 前掲註(7) 平論文。
- (14) ただし、前掲註(7) 平論文に指摘があるように、実際に南瀧院と鎌倉幕府祈禱との関係が生じたのは増基ないしはその実兄である道珍の代であると考えられる。
- (15) 津田徹英「寺門の尊星王をめぐる」〔MUSEUM〕五八一、二〇〇二年、森田紀恵「尊星王をめぐる諸問題—院権力・平氏政権の宗教政策再論に向けて—」〔奈良女子大学大学院人間文化研究科年報〕一五、一九九九年。
- (16) 「貞和四年記」〔群書類従〕雑部。
- (17) 「観応二年日次記」〔統群書類従〕雑部。
- (18) 「大日本史料」六編之一六 正平七年七月二日条。以下「大」と省略。
- (19) 「園城寺文書」七(二〇〇四年)。
- (20) 「大」六編之一四 観応元年二月二十六日条。
- (21) 「大」六編之一四 観応二年正月二日条。
- (22) 大田杜一郎「室町殿と宗教」〔日本史研究〕五九五、二〇〇二年。
- (23) 「賢俊僧正日記」貞和二年条〔醍醐寺文化財研究紀要〕一二、一九九二年。
- (24) 「大」六編之一三 観応元年六月九日条。また前掲註(4) 石田論文が指摘しているように、五壇法は中壇を頂点に脇壇にも降三世法・軍荼利法・大威徳法、金剛夜叉法の順に序列があり、供料など待遇に差異があった。
- (25) 管見の限りでは静深が武家祈禱に参加していた徴証はない。前掲註(4) 石田論文によれば、護持僧集団内では脇次や僧官位に基づく僧侶の慣習に沿って序列化されていたという。したがって観応元年段階で「新僧正」であった静深は増基の嫡弟であるにもかかわらず、若年ゆえに武家祈禱に参加できなかったのではないだろうか。
- (26) 「大」六編之一六 正平七年五月六日条。
- (27) 「大」六編之一七 文和二年二月一日条「実相院文書」。
- (28) 「三井統燈記」〔大日本仏教全書〕一一一。
- (29) 「大」六編之一〇 延文元年五月二五日条「実相院文書」。なお、同趣旨の足利義詮御教書も出されている。
- (30) 「大」六編之一九 応安元年六月一日条。
- (31) 「門葉記」「長日如意輪法」五〔大正新脩大藏經〕圖像第一二卷)に「良瑠僧正 常住院、良慶僧正弟子、二条太閤良基公為子」とある。
- (32) 前掲註(5) 酒井論文。
- (33) 前掲註(31) 参照。
- (34) 「門葉記」「長日如意輪法」五〔大正新脩大藏經〕圖像第一二卷)、「寺門伝記補録」第一四「長吏高僧伝」〔大日本仏教全書二二七〕、「華頂要略 諸門跡伝」〔東京大学史料編纂所蔵贈写本〕。
- (35) 前掲註(19) 「伝法灌頂血脈譜」。
- (36) 「三井統燈記」卷三〔大日本仏教全書〕一一一。
- (37) 長谷川賢二「中世後期における顕密寺社組織の再編—修験道本山派の

- 成立をめぐって―」(「ヒストリア」二二五、一九八九年)。
- (38) 足利義満の宗教政策については前掲註(1) 上野論文および前掲註(3) 大田論文を参照。
- (39) 「五大成」下(「柳原家記録」一六一、東京大学史料編纂所蔵影写本)、「大」六編之二六 貞治四年四月五日条。また武家五壇法における阿闍梨の編成については、前掲註(1) 上野論文所収の表を参照。
- (40) 地藏院覚雄については前掲註(4) 石田論文参照。
- (41) この点について、拙稿「聖護院門跡と「門下」―15世紀を中心に―」(学習院大学文学部研究年報一五七、二〇一〇年)では良瑜が武家祈禱で重用された理由を「鎌倉期以来の武家祈禱の由緒を受け継ぐ存在として室町幕府の祈禱において起用された」と説明したが、本稿での検討結果を踏まえれば、武家祈禱において増仁と良瑜の間での継承関係は認められず、訂正させていただく。
- (42) 「大」六編之二四 貞治元年七月一九日条。
- (43) 「門葉記」「長日如意輪法」五(「大正新脩大藏經」圖像第一二卷)。
- (44) 「門葉記」「長日如意輪法」五(「大正新脩大藏經」圖像第一二卷)、「大」六編之二四 観応元年二月九日条。
- (45) 前掲註(3) 大田論文。
- (46) 南胤院の相承についても増仁から近衛道嗣に相談があったようである。「大」六編之二九 応安元年五月六日条。
- (47) 永村眞「「院家」と「法流」―おもに醍醐寺報恩院を通して―」(稲垣栄三編「醍醐寺の密教と社会」山喜房佛書林、一九九一年)。
- (48) 「五大成」下(「柳原家記録」一六一、東京大学史料編纂所蔵影写本)、「大」七編之二 応永二年六月九日条。
- (49) 花尻千秋「修験道本山派成立の背景―室町期奥州の熊野先達と熊野三山検校をめぐって―」(「史敏」一六、二〇〇九年)。
- (50) 「五大成」下(「柳原家記録」一六一、東京大学史料編纂所蔵影写本)。
- (51) 「大」六編之四六 永和二年二月三〇日条。
- (52) 「後愚昧記」(大日本古記録) 康安元年九月八日条。
- (53) 「兼宣公記」(史料纂集本)「北山殿御修法并外典祭奉行記」応永一一年正月条など。
- (54) 「満濟准后日記」永享元年一〇月二五日条。なおこれに先立つ「満濟准后日記」応永三年八月二五日条に「自聖護院以忠意・実意両法印被申旨在之、依腫物所勞事老體劣存定様也、仍門跡等事、可付属如意寺准后旨、以便宜安堵拝領様可申沙汰云々」とあり、かねてから満意への聖護院相承と室町殿への安堵申請が行われていたことが確認できる。
- (付記) 本稿は平成二四年度学術研究助成基金助成金(若手研究B)および平成二四年度安倍能成記念学術研究助成金による研究成果の一部である。